

## シックハウス対策

### 工事監理者、工事施工者の確認・報告書の提出及び取り扱いについて

シックハウス対策は建築基準法の改正(平成14年7月12日公布、平成15年7月1日施行)により、実施されています。

今回、大田区では、事務の簡素化から、完了時の提出書類の一部を省略することにしました。工事管理者、工事施工者の皆様に当たっては、改正の趣旨をご理解いただき、ご協力をお願い申し上げます。

#### I シックハウス対策のための規制が導入されました。

##### 1. 改正建築基準法に基づくシックハウス対策の概要

###### (1)ホルムアルデヒドに関する建材、換気設備の規制

- ①内装仕上げの制限
- ②機械換気設備の義務付け
- ③天井裏などの制限

###### (2)クロルピリホスの使用禁止

##### 2. 確認申請時の添付図書

確認申請書(第二号様式)の添付図書として「使用建築材料表」(別紙-1・参考)、「居室毎の機械換気設備」(別紙-2・参考)及び「天井裏等への措置」(別紙-3・参考)を提出して下さい。(記入例-1・-2・-3参照)

##### 3. 中間検査時、完了検査時の提出書類

- ①各検査の申請時に、建築基準法第12条第5項の規定に基づく「工事監理報告書(シックハウス対策関係)」(別紙-4)を提出して下さい。
- ②各検査の申請書(第十九号様式、第二十六号様式)の第四面の「工事監理の状況」のシックハウス対策関係の記載欄には「別添・工事監理報告書(シックハウス対策関係)のとおり」と記載して下さい。

#### II 工事監理者、工事施工者の確認・報告書の提出

##### 1. 建築材料、使用面積及び換気設備の確認

工事監理者または工事施工者は、工事現場で使用される建築材料が確認図書及び添付図書の建築材料の種別及び使用面積と同じであるか確認して下さい。

また、換気設備については、確認図書により確認して下さい。

###### (1)確認の方法

- ①使用建築材料については、工事監理者または工事施工者が「使用建築材料表」及び「天井裏等への措置」に基づき建築材料の種別及び使用面積を確認して下さい。
- ②工事監理者または工事施工者は、「工事監理報告書(シックハウス対策関係)」の「シックハウス対策確認項目報告」の内容に基づき確認して下さい。

## (2) 使用建築材料及び換気計画の変更

- ① 使用建築材料でホルムアルデヒド発散量が多い材料に変更した場合は、計画変更確認の申請が必要となります。
- ② 使用建築材料でホルムアルデヒドを発散する材料の使用面積が増加した場合は、計画変更確認の申請が必要となります。
- ③ 換気計画を変更した場合は、計画変更確認の申請が必要となる場合があります。

## 2. 報告書の提出

工事監理者または工事施工者は、中間検査時及び完了検査時に法第12条第5項に基づく「工事監理報告書(シックハウス対策関係)」(別紙-4)を提出して下さい。

### (1) シックハウス対策関係の検査

- ① 工事監理者または工事施工者より提出された「工事監理報告書(シックハウス対策関係)」に記載された状況と確認図書及び添付図書の照合をします。
- ② 現場検査では目視及び寸法測定等により確認図書、添付図書及び報告書との照合をします。

### (2) 「工事監理報告書(シックハウス対策関係)」で照合できない場合

- ① 使用建築材料の照合ができない場合は納品書、大臣認定書の提出を求めます。
- ② 換気設備の種類及びダクトの配置等は、現場により確認を行いますが、機種の変更などが生じた場合は換気風量が確認できるメーカーカタログ、ダクトの配置の著しい変更が生じた場合は換気風量の測定結果報告の提出を求めます。

※ ①、②の場合は法第12条第5項の規定に基づく書類を提出して下さい。

## Ⅲ 計画変更確認等の取り扱い

### 1. 計画変更確認の取り扱い

#### (1) 計画変更により床面積の増加がある場合

- ① 計画変更により床面積の増加がある場合、建築材料のランクを下げる場合には計画変更確認申請が必要です。

#### (2) 計画変更確認に係る手数料の算定対象面積(シックハウス対策関係)

- ① 建築材料及び換気設備の計画変更の場合、変更後の内容が建築基準法に合致していることが明らかであるような「軽微な変更」に該当する場合を除き、建築材料・換気計画の変更に係る部分の床面積の合計となります。
- ② 天井裏等の計画変更の場合、変更に係る部分の水平投影面積となります。

### 2. 増築等を行う場合の既存建築物の取り扱い

増築等を行う場合は、増築等に係る部分が建築基準を満たすようにシックハウス対策を行う必要があります。既存建築物に規制はかかりませんが、既存部分を含めた換気計画とする場合は、既存部分も併せて換気計算を行う必要があります。

<報告書等の提出先時期・問合せ先>

(1) 提出時期

① 確認申請時に提出する報告書等

- ア. 使用建築材料表: 別紙-1・参考 …… 確認申請書(第二号様式)の添付図書
- イ. 居室毎の機械換気設備: 別紙-2・参考 …… 確認申請書(第二号様式)の添付図書
- ウ. 天井裏等への措置: 別紙-3・参考 …… 確認申請書(第二号様式)の添付図書

② 中間検査・完了検査時に提出する報告書等

工事監理報告書(シックハウス対策関係): 別紙4 …… 法第12条第5項に基づく報告書

(2) 担当係・問合せ先

建築審査担当 電話: 03-5744-1388

設備審査係 電話: 03-5744-1391





別紙-2

(居室毎の機械換気設備)

室名	床面積 $m^2$	平均天井高 m	気積 $m^3$	換気種別	給気機による 給気量(A) $m^3/h$	排気機による 排気量(B) $m^3/h$	換気回数 回/h
合計							



(天井裏等への措置)

部屋名 天井裏等									
小屋裏									
天井裏									
床下									
外壁1									
外壁2									
外壁3									
間仕切壁1									
間仕切壁2									
間仕切壁3									
間仕切壁4									
収納1									
収納2									
備考									



(天井裏等への措置)

部屋名 天井裏等	1F居間	1F台所	1F和室	2F洋室	2F主寝室	2F廊下			
小屋裏	換気設備	換気設備	換気設備	換気設備	換気設備	換気設備			
天井裏	第三種	第三種	第三種	第三種	第三種	第三種			
床下	第三種	第三種	第三種	第三種	第三種	第三種			
外壁1	通気止	通気止	通気止	通気止	通気止	通気止			
外壁2									
外壁3									
間仕切壁1	通気止	通気止	通気止	通気止	通気止	通気止			
間仕切壁2	通気止	通気止	通気止	通気止	通気止	通気止			
間仕切壁3									
間仕切壁4									
収納1	第三種	第三種	第三種	第三種	第三種				
収納2		第三種	第三種						
備考									

建築基準法第12条5項の規定に基づく

## 工事監理報告書(シックハウス対策関係) [大田区用]

下記のとおりシックハウス対策における建築工事の施工結果を報告します。  
この報告書及び添付図書に記載の事項は、事実と相違ありません。

年 月 日

(あて先)

大田区 建築主事

工事監理者	住所	電話
会社名	級建築事務所	登録第 号
氏名	級建築士	登録第 号

工事施工者	住所	電話
会社名	建設業の許可 大臣・知事 ( )第 号	
氏名		

建築主	住所	電話
氏名		

## 記

工事現場	名称				工事の種類	新築・増築・改築・その他( )	
	所在地	大田区			電話		
建築主	氏名		住所	電話			
設計者	氏名		所属先	電話			
階数	地下 階	地上 階	塔屋 階	建築面積	m <sup>2</sup>	延べ面積	m <sup>2</sup>
高さ	軒高	m	最高	m	確認済証交付機関		
確認・計画通知、年月日及び番号			年 月 日 第 号				
計画変更・年月日及び番号			年 月 日 第 号 (変更内容は別紙)				
			年 月 日 第 号 (変更内容は別紙)				
換気設備		1. 機械換気設備 2. 機械換気設備(居室内の空気を浄化して供給する方式)					
		3. 中央管理方式の空気調和設備 4. 令20条の8第2項 5. その他					
監理者総合所見						受付欄 ※	

(注意) ※印のある欄は、記入しないで下さい。

検査・確認事項を○で囲むこと

居室	建築材料	<p>1. 各居室等の下地における建築材料の種類及び使用面積が、確認図面と同一であることを確認した。</p> <p>2. 各居室等の接着剤の種類及び使用面積が、確認図書と同一であることを確認した。</p> <p>3. 各居室等の仕上げにおける建築材料の種類及び使用面積が、確認図面と同一であることを確認した。</p> <p>4. 各居室等の塗料の種類及び使用面積が、確認図書と同一であることを確認した。</p> <p>5. 造り付け家具等の材料の種類及び使用面積が、確認図書と同一であることを確認した。</p> <p>6. その他( )</p>
	換気設備	<p>7. 各居室等の換気設備において、確認図書の換気計画と同一であることを確認した。 (換気ガラリ、アンダーカット等)</p> <p>8. 各居室等の換気設備において、確認図書の形状・寸法・規格・機器の性能(換気風量)と同一であることを確認した。</p> <p>9. 各居室等の換気設備において、ダクトの配置が確認図書と同一であることを確認した。</p> <p>10. その他( )</p>
	その他	<p>11. 各居室等の建具及び造り付け家具の種類及び形状が、確認図書と同一であることを確認した。</p>
天井裏等(一つに○)	建築材料	<p>1. 天井裏等の仕上げにおける建築材料の種類が、確認図書と同一であることを確認した。(F☆☆☆以上を使用した場合。)</p> <p>2. その他( )</p>
	換気設備	<p>3. 天井裏等の換気設備において、確認図書の形状・寸法・規格・機器の性能(換気風量)と同一であることを確認した。</p> <p>4. 天井裏等の換気設備において、ダクトの配置が確認図書と同一であることを確認した。</p> <p>5. その他( )</p>
	その他	<p>6. 天井裏等において気密層又は通気止めによって、居室と区画したことを確認した。</p> <p>7. その他( )</p>